

「約款」の一部改定について

2020年3月16日より、次のとおり「約款」を一部改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

●証券振替決済口座管理約款

改定後	改定前
<p>第11条（お客様への連絡事項）</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p>(2) 前項の残高照合のための報告は、有価証券の残高に異動があった場合に、<u>毎年3月末日、6月末日、9月末日及び12月末日付で、その翌月中の</u>時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書記載の当行管理部門に直接ご連絡ください。</p> <p>(3) （現行どおり）</p> <p>第13条（口座管理料）</p> <p>(1) 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに管理料を申し受けることがあります。</p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p> <p>(2) 管理料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の管理料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>(3) 契約期間中に解約もしくは買取りがあった場合または有価証券のすべてが償還された場合は、解約日または償還日の属する月の翌月から期間満了日までの管理料を月割計算により返戻します。</p> <p>(4) 当行は、指定預金口座に管理料に相当する残高がない場合は、当行が受け取る償還金、収益分配金、利金、換金代金等から管理料に充当することができるものとします。</p> <p>第16条（解約等）</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、有価証券を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該有価証券を換金し、現金により</p>	<p>第11条（お客様への連絡事項）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 前項の残高照合のための報告は、有価証券の残高に異動があった場合に、<u>当行所定の</u>時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書記載の当行管理部門に直接ご連絡ください。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>第13条（口座管理料）</p> <p>(1) 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに<u>所定の</u>管理料を申し受けることがあります。</p> <p>(2) <u>前項の管理料は、当行所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、指定預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻し（自動引落し）の上、充当するものとし</u>ます。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、当初契約期間の管理料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。</u></p> <p>(3) 管理料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の管理料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>(4) 契約期間中に解約もしくは買取りがあった場合または有価証券のすべてが償還された場合は、解約日または償還日の属する月の翌月から期間満了日までの管理料を月割計算により返戻します。</p> <p>(5) 当行は、指定預金口座に管理料に相当する残高がない場合は、当行が受け取る償還金、収益分配金、利金、換金代金等から管理料に充当することができるものとします。</p> <p>第16条（解約等）</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、有価証券を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該有価証券を換金し、現金により</p>

改定後	改定前
<p>お返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (現行どおり) <u>(削除)</u></p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当行が契約の解約を申し出たとき (2) (現行どおり)</p> <p>(3) 第1項および第2項による有価証券の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第4項に基づく換金代金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p> <p>(4) 当行は、前項の不足額を引取りの日に自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第4項に準じて換金代金等から充当することができるものとします。</p> <p>第19条 (約款の変更)</p> <p>(1) この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が<u>あると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします</u></p> <p>(2) 前項の変更は、<u>公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">2020年3月改定</p>	<p>お返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>⑥ <u>お客様が第19条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</u></p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が契約の解約を申し出たとき (2) (省略)</p> <p>(3) 第1項および第2項による有価証券の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第5項に基づく換金代金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p> <p>(4) 当行は、前項の不足額を引取りの日に第13条第2項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第5項に準じて換金代金等から充当することができるものとします。</p> <p>第19条 (約款の変更)</p> <p>(1) この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が<u>生じたときに改定されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>(2) 前項の通知は、<u>変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">平成28年12月改定</p>

●累積投資約款

改定後	改定前
<p>第5条 (買付時期・価額)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 前項の買付価額は買付約定日の基準価額に<u>当行の目論見書補完書面に記載された (インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービスを利用される場合は当行ホームページに掲載された) 当該投資信託の購入時手数料およびそれに伴う消費税等を加えた金額とします。</u></p>	<p>第5条 (買付時期・価額)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の買付価額は買付約定日の基準価額に<u>所定の購入時手数料およびそれに伴う消費税等を加えた金額とします。</u></p>

改定後	改定前
<p>(3) (現行どおり)</p> <p>第11条 (約款の変更)</p> <p>(1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、<u>当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>第12条 (その他)</p> <p>当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2020年3月改定</p>	<p>(3) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>第11条 (その他)</p> <p>(1) 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(2) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときは、改定されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(3) 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、<u>当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">平成29年10月改定</p>

●投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款

改定後	改定前
<p>第7条 (買付時期および価額)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 前項の買付価額は、1指定銘柄1万円以上、千円単位とします。ただし、お客様がつみたてNISAでの買付けをする場合の買付価額は1指定銘柄5千円以上、1千円単位とし、かつ当該指定銘柄の取得価額(買付価額から、<u>当行の目論見書補完書面に記載された(インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービスを利用される場合は当行ホームページに掲載された)当該投資信託の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は買付価額と同額とします。</u>)の各年ごとの合計額(つみたてNISAで複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の取得価額の各年ごとの合計額)が40万円を超えることとなるような買付価額の指定はできないものとします。</p> <p>(3)～(4) (現行どおり)</p>	<p>第7条 (買付時期および価額)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の買付価額は、1指定銘柄1万円以上、千円単位とします。ただし、お客様がつみたてNISAでの買付けをする場合の買付価額は1指定銘柄5千円以上、1千円単位とし、かつ当該指定銘柄の取得価額(買付価額から、<u>所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は買付価額と同額とします。</u>)の各年ごとの合計額(つみたてNISAで複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の取得価額の各年ごとの合計額)が40万円を超えることとなるような買付価額の指定はできないものとします。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p>

改定後	改定前
<p>第10条（選定銘柄の除外） 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、申込者に遅滞なく通知するものとします。</p> <p>①（現行どおり） ② <u>（削除）</u></p> <p>② その他当行が必要と認める場合</p> <p>第12条（約款の変更） (1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、<u>その他必要な事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>第13条（その他） (1)～(2)（現行どおり） <u>（削除）</u></p> <p>(3) 本約款に別段の定めのないときは、「証券振替決済口座管理約款」および「累積投資約款」等（お客様がつみたてNISAでの買付けをすることができる投資信託の銘柄については、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（以下、本項において「当該約款」といいます。）を含みます。）の各約款に従うものとします。またお客様が、当該約款に基づき、つみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄を取得し、あるいは保有される場合において、当該約款と本約款の内容が抵触する場合には、当該約款の規定にしたがうものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年3月改定</u></p>	<p>第10条（選定銘柄の除外） 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、申込者に遅滞なく通知するものとします。</p> <p>①（省略） ② <u>当該選定銘柄の買付口座数が当行の定める所定の口座数以下となった場合</u> ③ その他当行が必要と認める場合 <u>（追加）</u></p> <p>第12条（その他） (1)～(2)（省略） (3) <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改定されることがあります。</u> (4) 本約款に別段の定めのないときは、「証券振替決済口座管理約款」および「累積投資約款」等（お客様がつみたてNISAでの買付けをすることができる投資信託の銘柄については、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（以下、本項において「当該約款」といいます。）を含みます。）の各約款に従うものとします。またお客様が、当該約款に基づき、つみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄を取得し、あるいは保有される場合において、当該約款と本約款の内容が抵触する場合には、当該約款の規定にしたがうものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>2019年7月改定</u></p>

●特定口座約款

改定後	改定前
<p>第17条（契約の終了） (1) 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は終了します。</p> <p>①～③（現行どおり） <u>（削除）</u></p> <p>④ お客様が出国により居住者または恒久的施設</p>	<p>第17条（契約の終了） (1) 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は終了します。</p> <p>①～③（省略） ④ <u>お客様が第19条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</u> ⑤ お客様が出国により居住者または恒久的施設</p>

改定後	改定前
<p>を有する非居住者に該当しないこととなったとき（この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。）</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>第19条（約款の変更）</p> <p>(1) この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、<u>当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、<u>公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2020年3月改定</p>	<p>を有する非居住者に該当しないこととなったとき（この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。）</p> <p>(2) (省略)</p> <p>第19条（約款の変更）</p> <p>(1) この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、<u>変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>(2) 前項の通知は、<u>変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">平成29年10月改定</p>

●非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

改定後	改定前
<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）</u>に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）または累積投資勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）</u>に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第7号に規定するものをいいます。以下同じで</p>	<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>平成26年から平成35年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）</u>に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）または累積投資勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>平成30年から平成49年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）</u>に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第7号に規定するものをいいます。以下同じで</p>

改定後	改定前
<p>す。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。</p>	<p>す。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。</p>
<p>(3)～(12) (現行どおり)</p>	<p>(3)～(12) (省略)</p>
<p>第5条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)</p>	<p>第5条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)</p>
<p>(1)～(2) (現行どおり)</p>	<p>(1)～(2) (省略)</p>
<p>(3) 第1項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p>	<p>(3) 第1項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p>
<p>① お客様から当行が別にお知らせした日までに当行に対して第8条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p>	<p>① お客様から当行所定の期限までに当行に対して第8条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p>
<p>②～③ (現行どおり)</p>	<p>②～③ (省略)</p>
<p>第9条の3 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p>	<p>第9条の3 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p>
<p>(1) (現行どおり)</p>	<p>(1) (省略)</p>
<p>(2) お客様が当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の12月の当行が別にお知らせした日までに、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります(ただし、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当行は当該異動届出書を受理することができません)。</p>	<p>(2) お客様が当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の12月の当行所定の期日までに、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります(ただし、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当行は当該異動届出書を受理することができません)。</p>
<p>第15条 (非課税口座の廃止)</p>	<p>第15条 (非課税口座の廃止)</p>
<p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されます。</p>	<p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されます。</p>
<p>①～⑤ (現行どおり)</p>	<p>①～⑤ (省略)</p>
<p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>⑥ お客様が第17条に定めるこの約款の変更に同意しないとき 当行が定める日</p>
<p>第17条 (約款の変更)</p>	<p>第17条 (約款の変更)</p>
<p>(1) この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由がある<u>と認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p>	<p>(1) この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
<p>(2) 前項の変更は、<u>公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(2) 前項の通知は、<u>変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</u></p>

改定後	改定前
以上	以上
2020年3月改定	2019年7月改定

●未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

改定後	改定前
<p>第3条（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定）</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条第1項を除き、以下同じです。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）は、<u>2016年から2023年</u>までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) （現行どおり）</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）は、<u>2024年から2028年</u>までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1) 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① （現行どおり）</p> <p>② 租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託（この場合、5年経過日の属する年の当行が別にお知らせした日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</p> <p>③ （現行どおり）</p>	<p>第3条（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定）</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条第1項を除き、以下同じです。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）は、<u>平成28年から平成35年</u>までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）は、<u>平成36年から平成40年</u>までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1) 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① （省略）</p> <p>② 租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託（この場合、5年経過日の属する年の当行所定の期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</p> <p>③ （省略）</p>

改定後	改定前
<p>(2) 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託(この場合、5年経過日の属する年の当行が別にお知らせした日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (現行どおり)</p>	<p>(2) 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託(この場合、5年経過日の属する年の当行所定の期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (省略)</p>
<p>第26条(非課税口座のみなし開設)</p>	<p>第26条(非課税口座のみなし開設)</p>
<p>(1) <u>2017年から2023年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)</u>の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p>	<p>(1) <u>平成29年から平成35年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)</u>の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p>
<p>(2) (現行どおり)</p>	<p>(2) (省略)</p>
<p>第27条(本契約の解除)</p>	<p>第27条(本契約の解除)</p>
<p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p>	<p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p>
<p>①～⑤ (現行どおり)</p>	<p>①～⑤ (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>⑥ <u>お客様がこの約款の変更不同意するとき</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>当行の定める日</u></p>
<p>第29条(約款の変更)</p>	<p>第29条(約款の変更)</p>
<p>(1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、<u>その他必要があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p>	<p>(1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに改定されることがあります。</u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、<u>所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更同意したものとみなします。</u></p>
<p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします</u></p>	<p>(2) <u>前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</u></p>
<p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: right;"><u>2020年3月改定</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>平成31年1月改定</u></p>